

令和5年度第5回総会（月例）議事録

日 時	令和5年8月28日（月） 午前10時開会
場 所	市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室
出席委員 （19名）	上入來 幸一（会長） 仮屋 幸孝（会長代理） 弟子丸 宗一（運営委員） 有村 伊智博 池田 晃 岩元 節朗 上四元 正昭 園山 一則 豊留 辰男 鳥丸 俊秀 永尾 寛 中村 秀彦 鳩宿 隆雄 枇榔 稔 福永 大悟 穂満 和廣 堀之内 薫 本多 剛 横峯 明人
欠席委員 （0名）	
事務局	事務局長 種村 主 幹 新村 支局主任 濱畑、陣ヶ尾、村田、溝川、山崎、小山田、小村、児之原、吉永 専門員 内村、高山、吉満、渡邊 主 査 帖地、安樂、上崎 主 任 宮元 主 事 飯泉 主 任 矢崎、米倉、西、平川
農政総務課	係 長 上菌 主 査 神崎
議 題	1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地法第4条許可申請に関する件 3 農地法第5条許可申請に関する件 4 非農地認定に関する件 5 農用地利用集積計画に関する件 6 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 7 農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件 8 農地利用最適化推進委員の辞任について同意を求める件 9 農地利用最適化推進委員の推薦及び募集に関する件 10 鹿児島市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（基本構想）の見直しについて

報 告 事 項	<ol style="list-style-type: none">1 法務局から照会のあった農地等の現況について2 鹿児島市長（道路管理課）から照会のあった農地等の現況について3 国土利用計画法による届出・土地に関する調書について4 農地法第3条の3届出専決に関する報告について5 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について6 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について7 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について8 農地パトロールについて
---------	---

議 長	<p>開 会（午前10時）</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、令和5年度第5回総会を開催いたします。</p> <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。 19人中19人の出席で、全員の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません。私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、池田委員、中村委員をお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>次に、議事参与の制限についてお知らせします。 議題5「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>次に、事務局より連絡事項があります。</p>
事 務 局	<p>資料の修正および差し替えについてお知らせです。 議題5「農用地利用集積計画に関する件」について、議案書17ページの申請番号2につきましては、議案書発送後取下げがありましたので、削除をお願いします。また、議案書32ページについて、議案書発送後1件の追加がありましたので、本日配付しております資料に差し替えをお願いいたします。また、この取下げ及び追加により、議案書16ページの集計表も修正が生じたので、こちらもお配りしました資料（集計表）に差し替えをお願いいたします。</p> <p>続いて、議題9「農地利用最適化推進委員の推薦及び募集に関する件」について、別冊資料3の2ページ、6「推薦を受ける者及び応募する者の要件」の（4）「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及びこれらと密接な関係を有する者のいずれにも該当しない者」の、最後の部分の「のいずれにも該当しない者」について、削除をお願いいたします。</p>
農 政 総 務 課	<p>議題7「農業振興地域整備計画変更(用途区分変更)に係る意見書に関する件」について、面積の誤りがありましたので、別冊資料2の1ページ、6ページおよび7ページの156㎡を354㎡に訂正をお願いいたします。</p>

松元支局	<p>先月の第6回総会で審議していただきました議案について、補足説明が不足しておりましたので、ご報告します。</p> <p>先月の別冊資料2 議題7「農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件」14ページと18ページの2件についてご審議いただきましたが、この申請は、「始末書添付」でありました。その説明が不足しておりましたのでご報告申し上げます。大変申し訳ございませんでした。</p>
議長	<p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>

議 題	
議題1. 農地法第3条許可申請に関する件 1 ページ～3 ページ 13 件	
議 長	<p>それでは、議題1「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、14番委員お願いします。</p>
14番委員	<p>ご報告します。 番号1号、申請理由：農業廃止、相手要望、権利の種別：所有権移転、売買。 この件について、補足して説明します。 譲受人は、現在の経営農地はありませんが、15年以上の耕作経験があること から、新規就農には該当しません。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、18番委員お願いします。</p>
18番委員	<p>ご報告します。 番号2号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。 番号3号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 番号4号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、6番委員お願いします。</p>
6番委員	<p>ご報告します。 番号5号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号6号、その他、新規就農、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、喜入、7番委員お願いします。</p>
7番委員	<p>ご報告します。 番号7号、特定遺贈、受贈、所有権移転、贈与。 番号8号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号9号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、松元、3番委員お願いします。</p>
3番委員	<p>ご報告します。 番号10号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号11号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 番号12号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 以上です。</p>

議 長	次に、郡山、19番委員お願いします。
19番委員	ご報告します。 番号13号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はありませんか。 〔「6番委員」挙手あり〕 はい、6番委員どうぞ。
6番委員	番号7の特定遺贈とは何ですか。
事務局	これは、亡くなった方が遺言書によりまして、特定の農地について、この譲受人に贈与するという遺言書を残したケースになります。遺言執行者の方が、その遺言書に基づきまして、所有権移転等をする形になります。譲受人は相続人ではなく、相続人以外の特定遺贈につきましては、農地法上の許可が必要だということで、国、県から見解が出ているので、今回3条許可申請として受けたものでございます。
6番委員	わかりました。
議 長	ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1「農地法第3条許可申請に関する件」13件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。

議題 2. 農地法第 4 条許可申請に関する件 4 ページ 3 件	
議 長	次に、議題 2 「農地法第 4 条許可申請に関する件」を審議します。 まず、本局、2 番委員お願いします。
2 番 委 員	ご報告します。 番号 1 号、駐車場 1 7 2. 4 0 m ² 、倉庫 1 棟 3. 9 6 m ² 、転回場等 4 5 7. 6 4 m ² 、東…市道、西・南…宅地、北…宅地、本人畑、境界…土留、雨水…自然流下。 この件につきまして、補足説明を行います。 申請地は、転用許可を受けないまま駐車場として、すでに利用されていたことから、今回始末書添付の上、申請するものです。 申請人には、転用許可を行う場合は農地法の許可を受けなければならないこと、今後このようなことのないよう指導いたしました。 以上です。
議 長	次に、谷山、1 4 番委員お願いします。
1 4 番 委 員	ご報告します。 番号 2 号、貸資材置場 1 6 0. 0 0 m ² 、作業場等 7 2 4. 0 0 m ² 、東・南…他人畑、西…雑種地、北…農道、境界…コンクリート擁壁、土留、雨水…自然流下。 この件に関しましては、補足して説明します。 申請地は、谷山支所から西へ約 2. 4 k m に位置する 1 0 h a 以上の農地の広がりの中にある第 1 種農地です。第 1 種農地の農地転用は、原則許可することはできませんが、不許可の例外である農地法施行規則第 3 6 条に定めている「隣接地一体事業」に該当することから、転用許可はやむを得ないと判断したところでございます。申請人は、必要な手続きを経ずに、当該地を平成 1 0 年頃から資材置場として使用していたことから、今回始末書添付のうえ申請されたものです。 転用等を行う場合は、農地法の許可を受けなければならないこと、今後は、このようなことのないよう指導いたしました。 以上です。
議 長	次に、松元、3 番委員お願いします。

3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号3号、車両置場260.00㎡、通路139.00㎡、東・南…他人畑、西…宅地、北…市道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>この件につきまして、補足説明を行います。</p> <p>申請地は、松元支所から南西へ約2.5kmに位置する農用地区域内農地です。申請人は、市内で製茶業を営む法人の代表者です。</p> <p>自社茶工場の隣接地である申請地を取得して車両置場として転用するものです。</p> <p>農用地区域内農地は原則として許可することは出来ませんが、令和5年8月に農業振興地整備計画の変更（用途区分変更）がなされており、不許可の例外である、農地法第5条第2項但し書きに規定する「農用地利用計画指定用途に供する場合」に該当するため、転用許可は、やむを得ないと判断します。</p> <p>なお、申請地は、転用許可を受けないまま車両置場として、すでに利用していたことから今回、始末書添付の上申請するものです。</p> <p>申請人には、転用許可を行う場合は農地法の許可を受けなければならないこと、今後このようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号3号は農用地区域内農地、番号2号は第1種農地、それ以外は、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>〔「13番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、13番委員どうぞ。</p>
1 3 番 委 員	<p>転用申請で、始末書添付というのが出てくるのですが、転用申請ではなく非農地証明の申請の場合、始末書添付は不要になるのですか。先日現地調査を行ったところは、20年前から車展示場、店舗として利用していたが、登記地目が田である場所でした。この案件は非農地証明で申請されており、4条、5条申請はしていません。その申請書類には始末書は添付していません。</p> <p>転用申請で、すでに転用されており追認する分については、始末書を添付させるのではなく、転用申請のかわりに非農地証明の申請をするように指導するべきではないですか。</p>

事務局	本市の非農地証明にかかる基準でございますが、基本的には完全に山林になっているか、完全に宅地になって建物が建っているか、もしくは、宅地に進入するための通路になっているか、これらの状態になって10年以上経過していることが現地調査等で明らかであれば、非農地証明の申請を受けて証明を出しているところでございます。現状では、資材置場等につきましては建物に準ずるものではないので、非農地証明の申請の対象にはあたらないですが、その該当地に店舗等の建物があるのであれば、申請の余地はあると思います。ただ、その店舗が建てから10年以上経過しているかが非農地証明の基準となっておりますので、よろしくお願ひいたします。
13番委員	わかりました。今回の4条申請は10年未満ということですか。
事務局	番号1につきましては、昨年転用したということでしたので、10年の要件は満たさないと。また駐車場でございますので、非農地証明の基準にはあたらないところでございます。従いまして、農地法4条許可申請を始末書添付でしていただいたものでございます。
13番委員	わかりました。
議長	ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2「農地法第4条許可申請に関する件」3件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。 但し、農用地区域内農地である番号3号、第1種農地である番号2号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。
議題3. 農地法第5条許可申請に関する件 5ページ～10ページ 21件	
議長	次に、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。 まず、本局、2番委員お願ひします。
2番委員	ご報告します。 番号1号、用途・施設：クヌギ100本548.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…他人畑、西・南…市道、北…他人田、境界…土留、雨水…自然流下、権利の種別：所有権移転、贈与。 以上です。
議長	次に、谷山、14番委員お願ひします。

14番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、建売住宅1棟69.56㎡、庭敷地等385.44㎡、東…市道、西…水路、南…渡人田、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号3号、倉庫1棟116.40㎡、駐車場130.00㎡、転回場等149.60㎡、東…雑種地、西…宅地、南…山林、北…農道、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号4号、住家1棟98.33㎡、庭敷地等121.67㎡、東・北…宅地、西…他人田、南…農道、水路、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、污水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号5号、建売住宅1棟48.02㎡、庭敷地等204.98㎡、東…市道、西…雑種地、南・北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…公共下水道、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、伊敷、18番委員お願いします。
18番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号6号、住家1棟99.37㎡、庭敷地等400.48㎡、東…市道、西・南…貸人畑、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、吉野、6番委員お願いします。
6番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号7号、住家1棟70.79㎡、庭敷地等154.21㎡、東・北…他人畑、西…市道、南…渡人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、贈与。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、吉田、4番委員お願いします。

4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号8号、住家1棟92.74㎡、庭敷地等215.26㎡、東…貸人畑、雑種地、西…県道、宅地、南…宅地、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…県道側溝、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号9号、住家1棟82.81㎡、庭敷地等119.19㎡、東…市道、西・北…渡人畑、南…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号10号、建売住宅2棟185.48㎡、庭敷地等233.52㎡、東…他人畑、西…私道、南…宅地、北…県道、境界…ブロック積、雨水…私道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、桜島、5番委員お願いします。
5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号11号、駐車場26.00㎡、倉庫1棟18.88㎡、転回場等231.12㎡、東・北…市道、西…県道、南…宅地、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、7番委員お願いします。
7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号12号、住家1棟93.44㎡、庭敷地等185.56㎡、東…他人畑、西…宅地、南…宅地、私道、北…水路、境界…ブロック積、雨水…私道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号13号、土砂置場104.00㎡、通路等192.00㎡、東・南…貸人畑、西…雑種地、北…市道、境界…土留、雨水…自然流下、使用貸借権。</p> <p>この件について補足説明をいたします。</p> <p>申請地は、喜入支所から南に約1.8kmに位置する、「農用地区域内農地」に該当します。</p> <p>農用地区域内農地は原則として農地転用することができませんが、不許可の例外である、農地法施行令第11条第1項第1号イの「一時転用」に該当します。</p> <p>令和5年11月末までの一時転用であり、農業振興整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことから、今回の転用許可はやむを得ないと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>

議 長	次に、松元、3番委員お願いします。
3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号14号、建売住宅1棟158.98㎡、庭敷地等351.02㎡、東・西…宅地、南…他人畑、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号15号、宅地分譲6区画1, 161.40㎡、通路74.60㎡、東…市道、西…宅地、水路、北…雑種地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明致します。</p> <p>申請地は、「第2種農地」に該当します。</p> <p>農地法第5条に係る住宅を目的とした転用については、これまで転用をする事業者が宅地を造成し、住宅を建築したうえで、土地建物を一体的に売却する場合、いわゆる建売住宅に限り転用が可能であり、宅地のみの分譲については、転用は認めないこととされていましたが、平成31年3月29日付農林水産省からの通知により、一定要件を満たす場合は、建築条件付売地についても認められるようになったものです。</p> <p>要件としましては</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 土地の売買契約後、おおむね3か月以内に建築請負契約を締結すること ② 一定期間内に①の建築請負契約がなされないときには、本件の売買契約は解除されること ③ 当該土地を建築主に販売ができないと判断した場合は、譲受人自らが住宅を建築することとなっております。 <p>また、許可の条件として、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 許可後完了までの間に、3か月後及び1年ごとに進捗状況を報告すること、工事が完了したときには、遅滞なくその旨を報告すること ② 転用事業者から土地購入者への土地の引き渡しについては、住宅の建設確認後、または当該土地の宅地造成後に建築確認が行われた後に行うこととなっております。 <p>番号16号、住家1棟129.18㎡、庭敷地等368.82㎡、東…貸人畑、西・南…他人畑、北…農道、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号17号、駐車場360.00㎡、転回場等699.00㎡、東…他人畑、西・北…宅地、南…山林、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、松元支所から北北東へ約4.8kmに位置する 第2種農地です。</p> <p>申請人は、市内で大型観光バス業を営む法人で、既存の駐車場と隣接する申請地を新たに買い受け、車両経営拡大のためバス駐車場として、転用するものです。</p> <p>なお、申請地は道路に接していませんが、同法人の所有する敷地内を通過して、市道に出入りします。</p> <p>番号18号、駐車場112.50㎡、通路23.67㎡、転回場等198.51㎡、緩衝地369.32㎡、東・南…里道、西…山林、宅地、北…農道、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p>

	<p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、松元支所から北北東へ約4.8kmに位置する 第2種農地です。</p> <p>申請人は、市内で大型観光バス業を営む法人で、大型バス駐車場近くの申請地を新たに買い受け、職員用駐車場として、転用するものです。</p> <p>なお、申請地一部について、転用許可を受けないまま駐車場用地として、すでに利用していたことから、今回始末書添付の上、申請するものです。</p> <p>申請人には、転用許可を行う場合は農地法の許可を受けなければならないこと、今後このようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>番号19号、貸駐車場120.00㎡、転回場105.00㎡、緩衝地152.00㎡、東…県道、西・南…他人畑、北…里道、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、交換。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、松元支所から北東へ約5.2kmに位置する第2種農地です。</p> <p>申請人は、申請地を交換で取得し、近隣の法人へ貸すための貸駐車場として、転用するものです。</p> <p>なお、今回譲渡人と交換する土地は、この申請地近くの雑種地で農地でないため許可申請の対象外であります。</p> <p>番号20号、資材置場847.00㎡、駐車場30.00㎡、東・西・南…他人畑、北…里道、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号21号、車両置場270.00㎡、農業用倉庫1棟250.00㎡、転回場1,154.00㎡、東・西・南…市道、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>この件につきまして、補足説明を行います。</p> <p>申請地は、松元支所から南西へ約2.5kmに位置 する農用地区域内農地です。</p> <p>申請人は、市内で製茶業を営む法人の代表者です。</p> <p>自社茶工場の隣接地である申請地を取得して資材置場兼車両置場として転用するものです。</p> <p>農用地区域内農地は原則として許可することは出来ませんが、令和5年8月に農業振興地整備計画の変更（用途区分変更）がなされており、不許可の例外である、農地法第5条第2項但し書きに規定する「農用地利用計画指定用途に供する場合」に該当するため、転用許可は、やむを得ないと判断します。</p> <p>なお、申請地は、転用許可を受けないまま資材置場兼車両置場として、すでに利用していたことから今回、始末書添付の上申請するものです。</p> <p>申請人には、転用許可を行う場合は農地法の許可を受けなければならないこと、今後このようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>以上です。</p>
--	---

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号13、21号は農用地区域内農地、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」21件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、農用地区域内農地である番号13、21号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題4. 非農地認定に関する件 11ページ～15ページ 14件</p>	
議 長	<p>次に、議題4「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>まず、本局、2番委員お願いします。</p>
2 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、調査結果：唐竹・大名竹・孟宗竹・雑木自然繁茂、約60年経過、現況山林。</p> <p>番号2号、調査結果：雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、谷山、14番委員お願いします。</p>
1 4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号3号、調査結果：住家1棟、50年経過、現況宅地。</p> <p>番号4号、調査結果：住家1棟、55年経過、現況宅地。</p> <p>番号5号、調査結果：雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、18番委員お願いします。</p>
1 8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号6号、調査結果：店舗1棟、20年経過、現況宅地。</p> <p>番号7号、調査結果：住家1棟、13年経過、現況宅地。</p> <p>番号8号、調査結果：孟宗竹・雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>

議 長	次に、吉野、6番委員お願いします。
6番委員	ご報告します。 番号9号、調査結果：唐竹・雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。 番号10号、調査結果485-1：雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。 1739-2：孟宗竹自然繁茂、約40年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、喜入、7番委員お願いします。
7番委員	ご報告します。 番号13号、調査結果：杉、雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、松元、3番委員お願いします。
3番委員	ご報告します。 番号14号、調査結果：雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。 番号15号、調査結果：杉、雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、郡山、19番委員お願いします。
19番委員	ご報告します。 番号16号、調査結果：店舗1棟、15年経過、現況宅地。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「13番委員」挙手あり〕 はい、13番委員どうぞ。
13番委員	番号10ですが、孟宗竹自然繁茂、約40年経過とあるのですが、孟宗竹で約40年という判断はどうしているのですか。雑木でもあれば、大体想像がつくのですが、孟宗竹だけで約40年というのは、自己申告ですか。
吉野支局	所有者の話を聞いて、農業委員に判断していただいたところでございます。
13番委員	わかりました。

議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4「非農地認定に関する件」14件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>
<p>議題5．農用地利用集積計画に関する件 16ページ～32ページ 27件</p>	
議 長	<p>次に、議題5「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。</p> <p>26ページ、番号19、20号につきましては、1番委員自身が、30ページ、番号24号につきましては、13番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、1番委員、13番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、順次しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>まず、1番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(1番委員離席後)</p> <p>それでは、番号19、20号につきましては、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。</p> <p>26ページをご覧ください。</p> <p>番号19号、地目：畑、面積594.00㎡、権利の種類：使用貸借権、設定期間6年、区分：新規。</p> <p>番号20号、地目：畑、面積411.00㎡、権利の種類：使用貸借権、設定期間6年、区分：新規。</p> <p>令和5年8月31日公告予定です。</p> <p>これらは、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「農用地利用集積計画に関する件」番号19、20号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>次の案件の審議に入ります前に、1番委員におかれましては、ご着席をお願いします。13番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(1番委員着席、13番委員離席後)</p> <p>それでは、番号24号につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。 30ページをご覧ください。 番号24号、地目：田、面積1,291.00㎡、権利の種類：賃貸借権、設定期間10年、区分：更新。 令和5年8月31日公告予定です。 これらは、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「農用地利用集積計画に関する件」番号24号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、13番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(13番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。 残りの24件及び先ほどの3件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>資料の16ページをご覧ください。</p> <p>「議案第5号」、令和5年8月31日公告予定の、農用地利用集積計画集計表について、只今の分も含め、ご説明申し上げます。</p> <p>右側の一番下になります。</p> <p>賃貸借権16件、35筆、44,390.00㎡。使用貸借権11件、16筆、8,194.00。合計27件、51筆、52,584.00㎡です。</p> <p>議案書の17ページから32ページは、農用地利用集積計画の内容、うち、32ページは、配分計画を含む内容です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<p>議題6. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 別冊資料2 1件</p>	
議長	<p>次に、議題6「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料2です。</p> <p>それでは、松元、3番委員お願いします。</p>
3番委員	<p>ご報告します。2ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、建売住宅</p> <p>4. 現況、申出地は、石谷町隠迫地区にあり、松元支所から北東へ約4.0kmに位置し、東・南側は宅地、西側は農道、北側は他人畑に接している。</p> <p>5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮して下さい。</p> <p>以上です。</p>

議	長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」1件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
議題7．農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件 別冊資料2 1件		
議	長	<p>次に、議題7「農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料2です。 それでは、喜入、7番委員をお願いします。</p>
7番委員		<p>ご報告します。6ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、農業用倉庫</p> <p>4. 現況、申出地は、喜入一倉町弓指原地区にあり、喜入支所から南西へ約2.6kmに位置し、東・西側は他人畑、南側は他人畑・公衆用道路、北側は用悪水路に接している。</p> <p>5. 農業委員会の意見、市長部局による用途区分変更理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、変更後の用途は農業用倉庫であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮して下さい。 以上です。</p>
議	長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7「農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件」1件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
議題8．農地利用最適化推進委員の辞任について同意を求める件 別冊資料3		
議	長	<p>次に、議題8「農地利用最適化推進委員の辞任について同意を求める件」を審議します。別冊資料3です。 それでは、事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議題 8 「農地利用最適化推進委員の辞任について同意を求める件」について説明いたします。</p> <p>別冊資料 3 の 1 ページをご覧ください。</p> <p>下記に記載しておりますこの者から、鹿児島市農地利用最適化推進委員の辞任届が提出されました。本市農地利用最適化推進委員を辞任することについては、農業委員会等に関する法律第 23 条「推進委員は正当な理由がある時は、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる」こちらの規定により、今回農業委員会の同意を求めるものでございます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題 8 「農地利用最適化推進委員の辞任について同意を求める件」については、原案どおり同意することといたします。</p>
<p>議題 9. 農地利用最適化推進委員の推薦及び募集に関する件</p> <p>別冊資料 3</p>	
議長	<p>次に、議題 9 「農地利用最適化推進委員の推薦及び募集に関する件」を審議します。別冊資料 3 です。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>

<p>事 務 局</p>	<p>議題9「農地利用最適化推進委員の推薦及び募集に関する件」について説明いたします。</p> <p>別冊資料3の2ページをご覧ください。</p> <p>欠員による推進委員の補充については、鹿児島市農地利用最適化推進委員の選任に関する規定第13条により、推進委員の補充に努めなければならない旨規定されております。農業委員会法等に基づき、手続きを進めていくことから、基本的な手続きまでは前回と同じになります。</p> <p>1 募集人員 松元地域での活動が可能な方の1名となります。</p> <p>2 業務の内容 担当地域内における農地等の利用の最適化の推進のための活動</p> <p>3 募集期間 令和5年9月1日（金）から10月2日（月）までの概ね1ヶ月となります。</p> <p>4 募集方法、5 推薦及び応募方法 6 推薦を受ける者及び応募する者の要件</p> <p>こちらにつきましては、前回及び農業委員の時の内容と一緒にとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>7 推薦及び応募に関する状況の公表</p> <p>募集期間の中間及び終了後に本市のホームページや掲示板に公開することといたします。</p> <p>8 委嘱手続</p> <p>農業委員会に設置した評価組織に対し評価の意見を求め、評価組織の意見の報告にある候補者について、農業委員会の総会に諮り決定し委嘱することとなります。</p> <p>9 任期 前任の推進員の残任期間となりますので、委嘱の日から令和7年4月28日までとなります。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題9「農地利用最適化推進委員の推薦及び募集に関する件」については、原案どおり、承認することにいたします。</p>

議題 10. 鹿児島市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（基本構想）の見直しについて	
別冊資料 4	
議 長	<p>次に、議題 10「鹿児島市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（基本構想）の見直しについて」を審議します。別冊資料 4 です。</p> <p>それでは、農政総務課から説明をお願いします。</p>
農 政 総 務 課	<p>本日は、「鹿児島市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（基本構想）」の見直し内容について、農業委員会の皆様のご意見を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、別冊資料 4 をご覧ください。</p> <p>まず、1 ページ目の「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案の概要」と書かれた資料をご覧ください。</p> <p>基本構想は、この基盤法を基に策定されております。法の改正内容を市の基本構想に新たに加える必要があり今回、見直しを行うものです。</p> <p>基盤法の主な改正点は、地域計画の策定（人・農地プランの法定化）、農地の集約化（地域計画推進事業の実施）、人の確保・育成（農業を担う者の確保・育成に関する方針を策定、下限面積要件の廃止）などです。</p> <p>次に、裏のページをご覧ください。</p> <p>1 「基本構想」は、基盤法に基づき、市が県の策定する基本方針に即し、地域の実情を踏まえて策定する、市の農政推進のための目標ととりまとめた構想です。</p> <p>具体的には、認定農業者などの農業経営の目標とすべき所得水準や労働時間、経営規模、農地の集積などの各種事業について、定めたもので、本市では平成 6 年度に基本構想を策定し、これまで必要に応じ見直しを実施、直近は令和 3 年度に見直しを行っています。</p> <p>2 「今回の見直しの背景」は、基盤法の改正等を踏まえ、県が令和 5 年 6 月に「鹿児島県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」を変更したことを受け、市基本構想を見直すものです。</p> <p>3 「主な見直し内容」についてですが、表の右側は、県より示された見直しが必要な事項で、左側はその事項を踏まえた市の見直し案になっています。</p> <p>第 1 から第 5 のうち、特に大きな見直し箇所の第 3 と第 5 について説明いたします。</p> <p>新旧対照表の 18 ページをご覧ください。</p> <p>第 3 「農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項」についてですが、</p> <p>「1. 農業を担う者の確保及び育成の考え方」では、2 行目、新規就農者などの次世代の農業を担う人材や中小・家族経営などの多様な経営体を幅広く確保し育成すること。その他には、農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定制度の両制度を望ましい経営体の育成策として位置付け、関係機関と連携して支援を行うことなどを記載してあります。</p> <p>次の「2. 市が主体的に行う取組」では、農業を担う者を幅広く確保するため、関係機関と連携し、就農に関する情報提供や農業研修、施設・機械等の導入や農地の確保の支援等を行うことを記載してあります。</p> <p>19 ページの「3. 関係機関との連携・役割分担の考え方」では、市及び県は、</p>

	<p>就農希望者の相談対応や研修の実施、農業委員会及び農地中間管理機構は農用地の紹介・あっせん、農協は営農指導など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進めることを記載してあります。</p> <p>「4. 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供」では、関係機関・団体と連携した情報収集と情報共有のほか、経営移譲を希望する農業者の情報について積極的把握するように努め、必要なサポートを行うことについて記載してあります。</p> <p>次に、資料の21ページをご覧ください。</p> <p>第5「農業経営基盤強化促進事業に関する事項」では、地域計画についての項目を新たに追記したものです。</p> <p>真ん中よりやや下に記載してありますが、「(1) 農業者等による協議の場の設置等」では、協議の場の開催時期や開催方法、参加者、協議事項の調整や窓口を設置することについて</p> <p>「(2) 地域計画の区域」では、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、地域計画の区域の設定をすること、</p> <p>資料の22ページ「(3) 地域計画の策定等」では、市農業委員会と市が連携し、目標地図の素案の作成を進め、市はその協議の結果を踏まえ、目標地図を明確化すること、</p> <p>「(4) 利用権設定等の促進」では、市農業委員会は、地域計画の達成に資するよう、農用地等の所有者等に対し、農地中間管理機構に利用権の設定等を行うことを積極的に促す等について、記載してあります。</p> <p>以上、簡単ですが主な変更点の説明を終わります。</p> <p>なお、今回は、基本構想の見直し箇所（特に変更点）につきまして、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、農政総務課から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「13番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、13番委員どうぞ。</p>

1 3 番 委 員	<p>基本構想はよく理解できますが、実際現場で取り組もうとして、先日、私は田んぼが18町位あるのですが、その田んぼの中の10町についてWCS用機械の導入の補助金申請をしました。農林事務所と色々協議をする中で、鹿児島市は40町あってもだめですと言われました。県の振興局に聞くと、隣の日置市では、10町の規模でもできるんです。なぜ、鹿児島市は採択できないのか。振興局によると各係数という数値があり、その係数が日置市と鹿児島市は、歴然と違うためであるとのこと。日置市では、現に2台の機械を入れていますが、鹿児島市で、日置市と一緒に機械を導入しようとしているのに、なぜ鹿児島市ではできないのか。それは市が農業を前向きに見てないということではないですか。</p> <p>例えば、18ページの2番に各種補助事業による施設・機械等の導入支援と書いてありますが、日置市は10町で導入できて、鹿児島市は40町でできない。同じ土俵の上の条件で採択できないのであれば、意味がないです。そういうこともよく勉強していただいて、農家に支援という言葉を使っていたきたい。新規就農だって長続きしないでしょう。もっと前向きに支援しないと農地は守れないと思います。</p> <p>若い人が農業に従事して、生活ができる基盤をするためには、補助金導入しかないんです。硬質ハウスも事業費全部に償却資産税がかかる。何年も免除を要望しているのですが、市長が変わっても何もかわりません。農業主体にやりますよという言葉だけでなく実行に移して欲しい。それが私のお願いです。</p>
議 長	<p>13番委員の意見として承っておきます。</p> <p>〔「2番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、2番委員どうぞ。</p>
2 番 委 員	<p>5ページの4に5年後の年間の農業所得は150万円となっていますが、これでもよろしいですか。</p>
農 政 総 務 課	<p>この項目については、青年認定新規就農者の所得を書いていますので、5年後概ね150万円で間違いありません。</p>
2 番 委 員	<p>年間150万円ということでもよろしいですね。</p>
農 政 総 務 課	<p>青年等就農政策、認定新規就農者制度の所得については150万円です。認定農業者は390万円です。</p>

2 番 委 員	<p>以前のもものでは、もう少し高い年間の農業所得が掲げられてあったと思います。農業従事者 1 人当たりの労働時間は 2, 0 0 0 時間というのは、前もそうだったと思います。もっと他産業並みの所得を確保するというのであれば、年間 1 5 0 万円程度というのは、低すぎるのではないかと思います。</p> <p>それから、資料に目を通しましたが、今までとあまり変わらない。鹿児島市の農業がどんどん進行し、更に新しく農業を始めようという人がどんどん出てくるかということを考えます時に、もっと深めて、新規就農者がどんどん出るような政策を緻密にやるべきだと、お金ももっとかけるべきだと思います。</p>
議 長	<p>2 番委員の意見として承っておきます。 事務局、今の意見に対して何かありますか。</p>
農 政 総 務 課	<p>新規就農者につきましては、各種支援を確保していきたいと考えております。</p>
議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 1 0 「鹿児島市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（基本構想）の見直しについて」は、特に意見なしと決定いたします。</p> <p>議題の審議は以上です。 続きまして、報告事項に入ります。</p>

報 告 事 項	
1. 法務局から照会のあった農地等の現況について 33ページ～34ページ 2件	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、伊敷、18番委員お願いします。
18番委員	報告します。33ページです。 照会日：令和5年8月2日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和5年8月16日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、松元、3番委員お願いします。
3番委員	報告します。34ページです。 照会日：令和5年8月10日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和5年8月18日 鹿児島地方法務局へ報告済。
2. 鹿児島市長（道路管理課）から照会のあった農地等の現況について 35ページ～37ページ 1件	
議 長	報告事項2「鹿児島市長（道路管理課）から照会のあった農地等の現況について」 それでは、本局、2番委員お願いします。
2番委員	報告します。35ページから37ページです。 照会日：令和5年8月14日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和5年8月21日 鹿児島市長へ報告済。
3. 国土利用計画法による届出土地に関する調書について 38ページ 1件	
議 長	次に、報告事項3「国土利用計画法による届出・土地に関する調書について」 それでは、吉野、事務局お願いします。

吉野支局	<p>この件につきまして、事務局からご報告申し上げます。 38ページです。</p> <p>この調書は、市街化区域内の2,000㎡以上の土地の売買であるため、申請人から本市の土地利用調整課へ、国土利用計画法の規定による届出書が8月2日に提出されました。</p> <p>申請地が農地であったことから、農業委員会事務局に意見を求められ、回答したものです。</p> <p>表内の左側1の「申請等に係る事項等」の欄ですが、譲受人、譲渡人、農地の所在は記載のとおりであり、地目別面積は(畑)2,573.00㎡、転用目的は現況保有(居宅、山林)です。</p> <p>次に「2 農地の区分等」ですが、申請地は市街化区域内にあるため、市街化区域内農地に該当します。</p> <p>次に「3 他の土地利用計画との関係」の欄の「農業振興地域整備計画との関係」ですが、農業振興地域外及び農用地区域外です。</p> <p>「その他の土地利用計画との関係」ですが、「届出地は、農業委員会で現地を確認のうえ、農地ではない扱いとしました。このことは、令和5年7月28日付で交付した非農地証明により、譲渡人に対し通知済みです。」と土地利用調整課へ8月10日に回答したところです。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<p>4. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 39ページ～42ページ 27件</p>	
<p>5. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 43ページ～51ページ 30件</p>	
<p>6. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 52ページ～53ページ 3件</p>	
議長	<p>次に、報告事項4「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項5「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 報告事項6「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」 それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>39ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項4「農地法第3条の3届出専決に関する報告」の集計表です。</p> <p>この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は27件です。</p> <p>登記地目別では、田11筆、6,940.00㎡、畑46筆、17,805.92㎡となっております。取得した事由別数は、相続が22件、その他が5件。権利の種別は、所有権が27件。農業委員会によるあっせん等は、無が27件となっております。</p> <p>40ページから42ページは、農地法第3条の3関係の内容です。 お目通しをお願いいたします。</p>

事務局	<p>次に、43ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項5「農地法第4条・第5条届出専決に関する報告」の集計表です。</p> <p>これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係では、多い順に一般住宅が2件、駐車場が1件、合計3件となっております。</p> <p>第5条関係では、多い順に一般住宅が21件、資材置場、その他が各3件、合計27件となっております。</p> <p>44ページは、4条関係3件、45ページから51ページは、5条関係27件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
事務局	<p>次に、52ページから53ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項6「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」です。</p> <p>喜入地区で1件、松元地区で2件、合意解約の通知が出ております。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
<p align="center">7. 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について 別冊資料5 36件</p>	
<p align="center">8. 農地パトロールについて 別冊資料6</p>	
議長	<p>次に、報告事項7「「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」別冊資料5</p> <p>報告事項8「農地パトロールについて」別冊資料6です。</p> <p>それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項7「「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」報告いたします。</p> <p>別冊資料5をご覧ください。</p> <p>先月の地区推進協議会等で計36筆の非農地判断を実施して頂いております。</p> <p>実施結果に基づきまして、関係部署及び備考欄の通知日に所有者へ通知書を送付しております。内容につきましては、お目通しをお願いいたします。</p>

事務局	<p>報告事項8「農地パトロールについて」報告いたします。</p> <p>別冊資料6の1ページをお開き下さい。</p> <p>実施期間ですが、令和5年9月19日から9月29日までを中心に実施します。調査出発時間は、午前の部は午前9時から、午後の部は午後1時30分から行います。</p> <p>このパトロールは、農地法第30条の利用状況調査と位置づけ、あわせて農地利用変更届出現地調査を行います。</p> <p>調査地域は、本庁1班 谷山4班 吉野、伊敷、吉田、桜島、喜入、松元、郡山の各地区は2班ずつの9地域19班です。</p> <p>調査員は、農業委員19名と農地利用最適化推進委員18名、事務局職員です。</p> <p>調査方法について、各班は、地区の農業委員と農地利用最適化推進委員、各1名と職員2名の4名で調査します。</p> <p>調査確認の方法は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 遊休農地の調査は、写真を撮り遊休農地調査票に記入 ② 無断転用農地は、無断転用調査票に記入 ③ 農地利用変更届出がある場合は利用状況を調査し、利用変更届出調査票に記入します。 <p>①、②については、今年度よりタブレットを使用し、入力いたします。</p> <p>パトロールの実施結果は、班ごとに取りまとめて、無断転用農地、遊休農地について所有者等対して今後の活用について意向確認等を行います。</p> <p>農地パトロールの日程とコース等については、2ページから4ページまでに記載してありますので、お目通しをお願いします。各調査票は、8月と同じです。</p> <p>また、農地パトロールの当日は「帽子」、「腕章」、「ステッカー」等、農地パトロールグッズの活用を徹底していただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>〔「13番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、13番委員どうぞ。</p>
13番委員	<p>報告事項3「国土利用計画法による届出・土地に関する調書について」ですが、譲受人が不動産会社となっています。転用目的を現況保有（居宅、山林）のまま利用しますとなっていますが、不動産会社が土地を買って何もしないとは思えませんが、どうでしょうか。</p>
吉野支局	<p>現況保有という点について、不動産会社に確認しております。</p> <p>不動産会社によると、高低差があって、場所的に手を入れて宅地造成、宅地分譲をするような所でなく、そのまま売買する計画であるということでした。</p> <p>以上です。</p>
13番委員	<p>わかりました。</p>

議 長	<p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午前11時10分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はありませんか。</p>
事 務 局	<p>・令和5年度第6回総会（月例）開催日時は、 9月28日（木）午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</p>
議 長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会（午前11時15分）</p>